

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の 東日本大震災に伴う特例の適用期限について

東日本大震災に伴って設けていた雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の特例の適用期限は以下のとおりになります。
利用を検討中の事業主の方は、お早めにご相談ください。

特例対象事業主

① 被災地事業主

青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主

② 被災地関連事業主

上記①の事業所と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量の3分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業主

③ 2次下請等事業主

上記②の事業主と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量の2分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業主

特例内容と適用期限

① 特例の支給対象期間（1年間）においては、これまでの支給日数にかかわらず、**別枠で最大300日**の受給を可能とする。

→ **平成24年5月1日まで**

（支給対象期間の初日が5月1日までにある場合に適用）

② 通常は対象にならない**被保険者期間が6か月未満の従業員も**、助成金の対象とする。

→ **平成24年5月1日まで**

（支給対象期間の初日が5月1日までにある場合に適用）

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

